

# ～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金に加入を

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。

20歳になったかたには、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことをお知らせします。

公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができま

す。原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難なかたのために保険料免除制度があります。

## ■国民年金のメリット

①老後を支える終身保障

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

②万が一の障害や遺族も保障  
老後だけではなく現役世代

の保障も充実しています。  
③保険料が控除  
納めた保険料の全額が所得から控除されます。  
④基礎年金の半分は国（税金）が負担  
基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

加入後に必要な手続きについて、左のフロー図から、確認をお願いします。

今年度の保険料は、1万6610円（月額）です。  
お支払い可能ですか？

いいえ → 学生ですか？ → いいえ

はい → いいえ

## ■国民年金保険料の納付方法

国民年金保険料は支払方法が選べます。

①納付書

②口座振替

③クレジット

○保険料を早めに納めること（前納）により、保険料が割引になります。

※前納制度と口座振替をセットにすることで、さらに割引になります。

※20歳到達月からの前納を希望する場合は、お早めに年金事務所へご連絡ください。

○定額の保険料に月額400円の付加保険料を上

乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加

年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った

付加保険料以上の年金が受け取れます。

※付加保険料の納付は申出月からの開始となりますので、20歳到達月

（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、お早めにお申し出

ください。

## ■学生納付特例制度

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

○学生納付特例制度のメリット  
①老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されず、②病気やケガで障害が残ったときに、障害基礎年金を受け

取ることができません。

○対象になるかた  
大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程に在学しているかた）に

在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下

のかたです。

## ■免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納められない場合があります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、保険料を「免除」または「猶予」する制度です。

◆新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な場合  
前年所得が一定額以上であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、保険料の納付が免除・猶予される臨時特

例措置も設けられています。



●詳細 砂川年金事務所  
☎0125・52・2144  
市民年金係 ☎27・7357